

随意契約理由書

件名	西神・山手線6000形車両用車内防犯カメラ設置業務
契約の相手方	川重車両テクノ株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由 <p>電車については、安全な輸送及び安定的な輸送の確保を図る為、車両の構造等について必要な技術上の基準が定められている。 それらの省令を遵守しつつ、防犯カメラを設置する為には、当局電車の機能・構造等を熟知し、特殊な電車部品を加工・手配することが必要不可欠である。 これらの条件を満たす業者は、車両新製時に車体の製作・艤装を担当した川崎車両株式会社以外にないが、同社は平成15年に設立した上記業者に改修業務を移管しているため、現在本業務を実施出来るのは、上記業者のみである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 車両係 (電話番号 078-791-6582)